

No.	B03
タイトル	遠州鉄道鉄道線連続立体交差事業について
所属・名前	浜松市 土木部 道路課 加藤 貞仁
キーワード	①平面ルートの決定 ②道路縦断占用 ③都市側事業者が直接の事業主体
<p>遠州鉄道鉄道線は、浜松市の将来都市構造上で重要な都市軸の一つであると共に、浜松市中心部と北部地域を結ぶ重要な公共交通機関である。しかし、本事業区間においては、浜松市都心地域の近傍にあるにも関わらず、平面鉄道により、東西道路踏切部では慢性的な渋滞が発生している等、市中心部の発展を阻害する要因となっていた。このため、事業延長約3.3km区間において事業実施することにより、踏切渋滞・踏切事故解消に繋がることはもとより、東西都市計画道路整備促進が図られ、分断されていた地域の一体化をはじめとした総合的、計画的なまちづくりを可能とするものである。本事業の主な特徴は、①平面ルートを(都)有玉南中田島線の計画道路中央部に鉄道施設を配置するにあたり、②延長2.566km区間において、鉄道事業法第61条ただし書きによる道路縦断占用許可を取得し計画したこと。③鉄道事業者との協定により、土木・建築工事の躯体的工事を都市側施行者が直接施工を実施した(軌道・電路・信号工事は鉄道事業者)ことである。通常、鉄道事業者に工事施工を委託するところ、都市側事業者・鉄道事業者・各請負事業者等との連携・協力関係を構築し一丸となって事業を実施できたことが都市側施行を可能とした大きな要因である。</p>	